

令和6年 第12回

定例総会 会議録

志布志市農業委員会

令和6年第12回 志布志市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和6年12月23日(月)					
招集の場所	志布志市松山支所2階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	令和6年12月23日 午前9時30分				
	閉会	令和6年12月23日 午前10時18分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	上野 克比古	×	11	神宮司 順子	○
	2	福岡 裕幸	○	12	畑山 豊子	○
	3	山迫 洋一	×	13	宮脇 茂樹	×
	4	萩迫 修作	○	14	平井 利昭	○
	5	吉野 寅三	○	15	坪山 博志	○
	6	坂中 則雄	○	16	平川 眞由美	○
	7	柳井 義郎	○	17	福岡 剛	○
	8	宮脇 勇	○	18	中之内 瑞穂	○
	9	隈元 健二	○	19	小園 広行	○
	10	栢山 信彦	○	20	福留 幸嘉	×
会議録署名委員	席番2番	福岡 裕幸	席番5番	吉野 寅三		
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	高野	事務局次長	宮田		
	主幹兼農地GSL	竹之内	主幹兼農地GSL	圖師		
	農地GSL	杉原	主任主査	桑水		
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番号	氏名	出欠の別	番号	氏名	出欠の別
1	脇田 廣昭	×	9	坪田 則義	○
2	工藤 雅彦	×	10	大田 唯春	×
3	嶽 利浩	×	11	本田 浩昭	×
4	今市 光則	×	12	春田 豊美	×
5	池袋 良子	×	13	圓福 悟	×
6	谷宮 誠實	×	14	垣内 りえ子	×
7	下山 重治	○	15	竹吉 雄二	×
8	道山 幸治	○	16	山下 直樹	○

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第79号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第80号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第81号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第82号 非農地証明願の承認について 議案第83号 農用地利用集積計画決定について 議案第84号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について 議案第85号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名 について</p>
-----------------------	--

<p>議長 萩迫</p>	<p>ただいまから、令和6年第12回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。上野委員、山迫委員、宮脇茂樹委員、福留委員から欠席の届出がございました。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番2番、福岡裕幸委員と、席番5番、吉野委員を指名いたします。よろしく願いいたします。</p> <p>日程第2、会期の決定についてを議題といたします。</p> <p>お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、会期は本日1日限りと決定いたします。</p> <p>日程第3、休会中の報告を行います。</p> <p>11月19日、尾野見地区運動場にて農業者年金受給者会志布志・松山地区グラウンドゴルフ大会に出席、28日から29日に、全国農業委員会会長代表者集会並びに地元選出国會議員への陳情に参加、12月3日、事務局にて事務打合せ、10日、事務局にて議案打合せを行いました。</p> <p>また、11月20日から21日、佐賀県佐賀市にて九州・沖縄ブロック農業委員会女性委員研修会に、神宮司委員、平川委員、池袋委員、垣内委員が出席しました。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p> <p>次に、日程第4、議案第79号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。</p> <p>今回は、9件の申請でございます。</p> <p>まずは、5ページ、番号108番について審議いたします。事務局の報告をお願いいたします。</p>
<p>事務局 杉原</p>	<p>議案第79号、農地法第3条の規定による許可申請の番号108番について、ご説明申しあげます。議案書は、5ページです。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町帖にお住まいの〇〇さん70歳で、譲受人は、曾於市末吉町南之郷にお住まいの〇〇さん70歳です。</p> <p>申請地は、記載されておりますとおりでございますが、現況田が1筆で962㎡です。</p> <p>申請地の場所でございますが、曾於市末吉町南之郷にある愛の里の前の県道南之郷・志布志線を南側へ530m進み右折し、380m進んだ左手に位置します。</p> <p>〇〇さんは、確認したところ認定農業者ではございませんが、前回ご出席いただいております、今回の申請地につきましても前回の申請地の隣接地ということで、本日はお呼びしておりません。</p> <p>〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料3ページのとおりでございますが、田には水稻を作付けすることです。</p>

		<p>なお、通作距離は、自宅から1kmとのことです。</p> <p>また、申請事由は譲渡人につきましては労力不足、譲受人につきましては規模拡大でございます。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。</p> <p>以上で番号108番について説明を終わります。ご審議方、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦勞さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号109番について審議いたします。番号109番は、〇〇委員に関係がございませので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願ひいたします。
会場		(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは、神宮司委員の報告をお願ひいたします。
委員	神宮司	会長より依頼のありました番号109番を報告いたします。
		譲渡人は、宮崎県都城市一万城町〇〇号〇〇番地にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志町安楽にお住まいの〇〇さんです。
		申請地は、議案書5ページに記載されているとおりで、申請地の場所は、安楽小学校から、南へ下り、安楽郵便局があり、その交差点を右折、50mほど進み左折、400m進んで、東九州自動車道のガード手前を右折し、道なりに400m進んだところにあります。
		譲受人宅からは約3kmのところにあります。
		〇〇さんは、奥様と2人で、水稻、甘藷等を栽培しており、申請地には水稻を作付けする予定とのことです。
		また、トラクター、コンバイン、田植え機、乾燥機等を数台保有してあります。譲渡人は、都城にお住まいで、遠方と高齢による労力不足、譲受人は、規模拡大です。
		以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。
		ご審議方、よろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦勞さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		(〇〇委員 入室)

議長	萩迫	次に、6 ページ、番号 110 番について審議いたします。柳井委員の報告をお願いいたします。
委員	柳井	<p>会長より依頼がありました番号 110 番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 60 歳で、譲受人は、志布志町内之倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 72 歳です。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、有明庁舎より東へ安楽方向に約 3 km 行ったところの株式会社萬來入口を右折し、約 50 m 行った先の右側にあります。</p> <p>譲渡人と譲受人は従兄弟同士で、贈与と受贈になります。</p> <p>譲受人宅からは約 20 分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者ではありませんが、畜産業を営んでおりましたが、旦那さんの体調不良で廃業されたということでした。</p> <p>それから、畑に野菜等を植えているそうです。</p> <p>申請地にも野菜が各種植えてありました。</p> <p>また、農機具等は保有してないものの、近所の方にトラクターで耕運をお願いしているとのことでした。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めまます。
委員	坪田	<p>次に、番号 111 番について審議いたします。坪田委員の報告をお願いいたします。</p> <p>会長より依頼のありました番号 111 番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市松山町新橋〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市志布志町田之浦〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、田之浦の井久保集落から森山の橋之口集落に向かって、1 km の範囲に 3 筆とも存在しております。譲受人宅から 1 km のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり、世帯員等を含め常時雇用 12 人で、ピーマン、キュウリ、じゃがいもを主に栽培しており、申請地にはじゃがいもを作付する予定とのことでした。また、トラクター 4 台を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも、支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)

議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 次に、番号 112 番について審議いたします。道山委員の報告をお願いいたします。
委員	道山	会長より、依頼のありました番号 112 番を報告いたします。 譲渡人は、志布志町田之浦〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、同じく同居の妻の〇〇さんです。 夫婦間による贈与と受贈でございます。 申請地の場所ですが、県道 63 号南之郷志布志線を、田之浦方面へ進んでいきますと、上田之浦山村研修センターが見えて参ります。そこから 650m 進み、左折した左側が 1584 番の田です。 そこから南東に直線で 150m に位置するのが 1652 番 3 の畑です。 さらに、最初の 1584 番を起点に、南南東へ直線で約 1800m に位置するのが、1963 番 1 の畑です。そしてその隣接地に 1967 番 1 の畑があります。 譲受人宅からは、それぞれの田、畑に、3 分から 10 分のところにあります。〇〇さんは、夫婦で、水稻、キャベツを主に栽培しており、田には水稻、畑にキャベツを作付するとのこと。 また、農機具につきましては、トラクター、田植え機等を保有しております。以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも、支障はないと思われまます。 ご審議方、よろしくをお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 次に、7 ページ、番号 113 番について審議いたします。中之内委員の報告をお願いいたします。
委員	中之内	会長より依頼のありました番号 113 番を報告いたします。 譲渡人は、大阪府和泉市寺門町にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、有明町伊崎田にあります株式会社〇〇 代表取締役〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されているとおりで、全部で 7 筆でございます。 申請地の場所ですが、川路公民館から市道川路線を北に 650m 進んだ右手に、6692 番、6690 番 1 と 2 が隣接しており、6692 番から市道川路線を道なりに 550m 進んだ右手に 6774 番 1 と 2 が隣接しております。 また、伊崎田中野公民館から県道尾野見伊崎田線を西に 80m 進み、右折市道川路中野線を 350m 進み、直進し、市道伊崎田中野 1 号線を 160m 進み、左折、市道末広中野線を 150m 進み、右折、農道を 40m 進んだ右手に、7348

		<p>番 2 と 7353 番 1 があります。</p> <p>法人事務所から約 10 分のところでございます。</p> <p>〇〇は、農地所有適格法人で、代表者と従業員 6 名で、お茶、大麦若葉などを栽培されており、申請地にも、大麦若葉を作付けする予定とのことでございます。</p> <p>また摘採機、トラクター、耕運機、田植え機などを所有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p> <p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 114 番について審議いたします。坪山委員の報告をお願いいたします。</p>
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
委員	坪山	<p>会長より依頼がありました番号 114 番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、愛知県犬山市大字羽黒字西向畑〇〇番地〇〇 〇〇号にお住まいの〇〇さん 60 歳です。</p> <p>譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 70 歳です。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、東村石油店前の信号機から、市道吉村押切線を有明小学校方向へ 670m 進んだところに、2 つ目の信号機があり、そのグリーンロードの信号機を南へさらに 700 m 進みますと内村産業の信号機があります。その信号機をさらに南の方へ 350m 進みますと、下平バス停が左側にあります。その反対側になります。</p> <p>譲受人宅は、車で 1 分、歩いて 3 分のところであります。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者ではありませんが、本人と奥さんとで、水稻を主に栽培しており、申請地にも水稻を作付するとのことであります。</p> <p>トラクター 1 台、軽トラック 1 台を持っております。</p> <p>また、建設業もされており、2 トンダンプ 1 台を持っております。</p> <p>譲受人と譲渡人の関係は、相手方の要望と規模拡大でございます。</p> <p>その他としまして、申請地の隣接地を現在〇〇さんが作付しておりまして、問題ないと思われます。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況から、支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p> <p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議</p>
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	

会場 議長	委員 萩迫	<p>ございませんか。</p> <p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、8 ページ、番号 115 番について審議いたします。限元委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	限元	<p>会長より依頼のありました番号 115 番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市松山町尾野見にお住まいの〇〇さん、84 歳です。</p> <p>譲受人は、志布志市松山町尾野見にお住まいの〇〇さん、72 歳です。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、県道塗木大隅線沿いのショッピングセンターカシマから、泰野方面へ 500m 進んだ左側の田です。</p> <p>譲受人宅からは、5 分のところにあります。〇〇さんは、夫婦で水稻 2 反、甘藷 3 反を栽培しており、申請地には水稻を作付するとのことです。</p> <p>またトラクター 1 台、トラック 1 台を保有しています。</p> <p>この地区は、土地改良を諸事情により、換地がなされておらず、今のこの地番は旧地番ですが、今は 1 枚田です。隣は〇〇さんの田で、3、4 年前に売ってくれないかという話もあったんですけど、ちょっと値段的に合わず、今回合意に至った場所です。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも、支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方、よろしくをお願いいたします。</p>
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 116 番について審議いたします。福留委員の報告ですが、本日欠席のため、事務局の方でお願いいたします。</p>
事務局	桑水	<p>福留委員に代わりまして、番号 116 番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、松山町尾野見下中村自治会にお住まいの〇〇さん 71 歳で、譲受人は、松山町尾野見下中村自治会にお住まいの〇〇さん 72 歳です。申請地は、議案書に記載されているとおりで売買による申請です。</p> <p>申請地の場所は、尾野見の中村集会所から、南西の方向に約 200m 進んだところの県道尾野見伊崎田線沿いにある畑です。</p> <p>譲受人の家に隣接したところにあります。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり、妻と 2 人で、水稻、甘藷、施設野菜を主に栽培しており、申請地は菜園として野菜を作付する予定とのことです。またトラクター 3 台、トラック 2 台を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p>

議長	萩迫	ご審議方、よろしくお願いいたします。
会場	委員	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 よって日程第4、議案第79号、農地法第3条の規定による許可申請につ いては、原案のとおり決定いたしました。
		次に、日程第5、議案第80号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意 見についてを議題といたします。
		10ページ、番号13番を審議いたします。現地を調査された下山委員の報 告をお願いいたします。
委員	下山	議案第80号、番号13番について報告いたします。 調査日は12月6日、調査員は、宮脇勇委員、福岡剛委員と私です。 譲渡人は、有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、有明町野井倉〇〇番地〇に事務所のある株式会社〇〇 代表取 締役〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在地については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 場所は、〇〇工場前の農道を有明小学校の方へ、42mほど進んだ右手に位 置します。 用途区分変更の目的は、現在、申請地の南側にて製茶業を営んでおられま すがこの度、申請地に、自社で生産加工した大麦若葉を保管、出荷するた めの倉庫を設置し、出荷作業のための場所とするとともに、あわせて最近生産 量の増加に伴う農作業の派遣作業員を受入れるための駐車場を設けたいと いうことです。 申請地の農地区分は、農用地区域内農地であり農用地利用計画で指定され た用途に供する場合は、転用の許可も可能です。 以上のことにより、調査員協議の結果、用途区分の変更及び農地転用して も問題ないのではないかとこの意見の一致を見ました。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。用途区分の変更を認めること に、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 よって日程第5、議案第80号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意 見については、計画変更を認めるよう市長に提出することに決定いたしま した。 次に、日程第6、議案第81号、農地法第5条の規定による許可申請につ

		<p>いてを議題とします。</p> <p>12 ページ、番号 34 番を審議いたします。現地を調査された宮脇勇委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	宮脇勇	<p>議案第 81 号、番号 34 番について報告いたします。</p> <p>調査日は 12 月 6 日、調査員は、福岡剛委員、下山委員と私です。</p> <p>譲渡人は、志布志町安楽にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志町志布志に事務所のある有限会社〇〇 代表取締役〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。総会資料は 10 ページから 12 ページです。</p> <p>場所は、海の駅の前市道町原弓場ヶ尾線を志布志方面へ 150m 進んだ交差点を右折し、270m 進んだ左手に位置します。</p> <p>転用目的は、原木置場、駐車場です。</p> <p>そこで私たち 3 人が、この場所に対して、いろいろ意見が出まして、それをまとめて社長の方へ質問をし、それに対する回答をお願いいたしました。</p> <p>その回答を、先ほど協議しましたが、調査員協議の結果、これではまだ納得いかないもので、今回は、審議保留ということをお願いしたいとの結論となりました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。</p>
議長 委員 事務局	萩迫 隈元 圖師	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p> <p>簡単で良いのでどういう状況だったのか。</p> <p>今回申請があった利用目的が、原木置場、駐車場ということ、また広い面積の転用ということ、そして場所が住宅地ということでの周りへの影響、また申請者の事務所等がしばらく現在高速道路の仮設道路にかかったということで工事が終われば使えるため一時転用でも済むのではないかとということ等の疑義があったところです。</p>
議長 委員	萩迫 坂中	<p>他に何かご意見ございませんか。</p> <p>今回の原木置場ですけど、住宅街ということですが、地域の方に説明会はされているのですか。</p>
事務局	圖師	<p>説明会は実施していないとのことですが、こういう事業を考えていますということを地域住民の方に声掛けをしているとのことでした。その中では、作業時間を早朝及び夜は控えてもらえれば、異存はないと回答を頂いています。</p>
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	<p>他に何かご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>他にご意見もないようですので、宮脇勇委員から継続審議という提案がありましたので、ご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 6、議案第 81 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、継続審議とすることに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 7、議案第 82 号、非農地証明願の承認についてを議題とし</p>

<p>委員 山下</p>	<p>ます。</p> <p>14 ページ、番号 17 番を審議いたします。現地を調査された山下委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第 82 号、番号 17 番について報告します。</p> <p>調査日は、12 月 6 日、調査員は、坪山委員、畑山委員と私、山下です。</p> <p>申請人は、大崎町假宿にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は、ご本人の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。</p> <p>場所は、大崎町役場野方支所から国道 269 号線を西に 450m 進み右折し、県道垂水大崎線を 220m 進み左折し、林道を 600m 進み、右手の山の中を北へ 360m 歩いた先に位置します。</p> <p>立会人によると、令和 3 年に相続したが、20 年以上耕作されておらず、田に行くにも、交通手段が徒歩しかなく、農地への復元が困難になったものです。以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致を見ました。</p> <p>ご審議方、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 18 番を審議いたします。現地を調査された坪山委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>委員 坪山</p>	<p>議案第 82 号、番号 18 番について報告いたします。</p> <p>調査日は 12 月 6 日。調査員は、畑山委員、山下委員、事務局 1 名と私、坪山でした。</p> <p>申請人は、志布志市有明町原田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は、夫の〇〇さんでした。</p> <p>総会資料は、16 ページから 18 ページを参照ください。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況などについては、それぞれ議案書及び総会資料のとおりでございます。</p> <p>場所は、有明町野神にあるファミリーマート野神店の信号機から、市道大堀中須線を、南に 350m 進み右折し、市道宮下宇都鼻線を、350m 進み左折し、さらに市道高井田東原西 1 号線を、450m 進んだ右手に位置します。</p> <p>この非農地の理由としましては、平成 14 年に〇〇さんが父から相続しましたが、昭和 55 年、平成 6 年に車庫、倉庫、平成 13 年に住居を建設した際に、宅地として一体的に利用してしまっており、農地への復元が、困難になったものであります。</p> <p>なお、すべて固定資産税台帳に届け出がしてあり課税されていることを確</p>

		<p>認しました。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても、問題ないとの意見の一致を見ました。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p> <p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第82号、非農地証明願の承認については、非農地と承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第8、議案第83号、農用地利用集積計画決定についてを議題とします。</p> <p>はじめに、農用地利用集積計画のうち、所有権の移転について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第83号、農用地利用集積計画決定について、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認のうち、所有権移転分について説明いたします。</p> <p>議案書16ページ、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。</p> <p>公告日は、令和6年12月27日で、面積は畑が26,797㎡となっております。</p> <p>所有権を移転する者は2人、所有権の移転を受ける者は2人で売買によるものです。</p> <p>所有権移転の詳細につきましては、議案書17ページに掲載してございますので、お目通しください。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいま事務局から説明がありました所有権の移転について、審議いたします。</p> <p>17ページ、番号18番から番号19番と、16ページの総括表につきまして、何かご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、利用権の設定について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第83号、農用地利用集積計画の承認のうち、利用権の設定について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は、18ページから38ページとなっております。まずは、議案書18ページの利用権設定の総括表を説明いたします。</p> <p>公告日は令和6年12月27日で、始期は令和7年1月1日となります。</p>
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
事務局	次長	
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
事務局	桑水	

		<p>設定期間が、2年から20年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。</p> <p>利用権の設定面積は、田が17,976㎡、畑が94,733.84㎡、樹園地が111,403㎡で、合計しますと224,112.84㎡となり、うち更新分は171,194㎡となっております。</p> <p>利用権の設定をする者の数が40名で、利用権の設定を受けようとする者の数が15名であります。</p> <p>利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より25名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。</p> <p>詳細につきましては、19ページから38ページの明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第83号、農用地利用集積計画のうち、利用権の設定について説明を終わります。ご審議方、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がありました利用権の設定について、審議いたします。</p> <p>19ページ、番号1番から、38ページ、番号48番までと、18ページの総括表につきまして、何かご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
事務局	桑水	<p>よって、日程第8、議案第83号、農用地利用集積計画決定については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第9、議案第84号、農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第84号の農用地利用集積等促進計画(案)について、ご説明申し上げます。議案書は、40ページから47ページとなっております。</p> <p>まずは議案書40ページの総括表をご説明いたします。今回の促進計画(案)は、始期が令和6年度の2月28日となるもので、鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、田が56,970㎡、畑が87,076㎡、樹園地が15,724㎡で、合計しますと159,770㎡となっております。農地の地権者数は40名、耕作者となる配分予定者は22名です。</p> <p>借り手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件である全部効率利用要件、農作業常時従事要件、農地所有適格法人要件等を満たす必要がありますが、いずれの借り手も農用地のすべてを効率的に利用し、かつ、必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと考えます。また借り手となる法人も農地所有適格法人であり、特に問題はないと思われまます。</p> <p>詳細につきましては、41ページから47ページの促進計画案及び配分予定者案選定理由をご確認下さい。</p>

<p>議長 萩迫</p>	<p>以上で、議案第 84 号、農用地利用集積等促進計画（案）について説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいま事務局から説明がございましたが、41 ページ、番号 1 番から 47 ページ、番号 96 番までと 40 ページの総括表につきまして、何かご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>（会場 なし）</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>（会場 異議なし）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 9、議案第 84 号、農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見については、提案のとおり決定いたしました。</p>
<p>事務局 次長</p>	<p>次に、日程第 10、議案第 85 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 85 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名について、ご説明いたします。議案書 49 ページをお開きください。</p> <p>番号 18 の申出者は、鹿屋市にお住まいの〇〇さんで売買の申出となっております。</p> <p>あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。</p> <p>あっせん委員につきましては、平川委員、垣内委員の指名をご提案いたします。</p> <p>番号 19 の申出者は、横浜市にお住まいの〇〇さんで売買の申出となっております。</p> <p>あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。</p> <p>あっせん委員につきましては、宮脇勇委員、竹吉委員の指名をご提案いたします。</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>以上で、説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>（会場 なし）</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>（会場 異議なし）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 10、議案第 85 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で、全日程を終了いたしました。</p> <p>これで、本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。</p>

上記会議の経過は、事務局長高野が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため署名する。

議 長

委 員

委 員